

平成 26 年 8 月 22 日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 御中

デジタルハリウッド株式会社
代表取締役 鳥越憲一



回 答 書

貴協会から当社に対する平成 26 年 8 月 1 日付「ご連絡」につきまして、次のとおりご回答申し上げます。

1、変更案第 10 条 1 項について

契約の中途解約につきましては、運用上、解約事由の如何にかかわらず、契約したコースの授業の総回数より受講分を差し引いたものを未受講としており、それに相当する金額を返還しております。よって「やむ得ない事由が生じたとき」という文言を削除させていただき、別紙のとおりいたします。

2、変更案第 10 条 3 項について

設備・教材費につきまして、当社は主に動画による教材提供をしており、受講者が契約しているコースの授業外でも校舎の施設を利用し自習ができる環境の提供、及び当社が契約している外部の Web サーバーにて受講者の自宅 PC や移動中の携帯デバイスによる動画視聴環境の提供を行っております。

つまり、契約しているコースの授業以外にも自身で学習を進めていくことは可能であるため、本来、契約期間内の既経過期間相当の費用は発生するものと考えられます。しかしながら、約款中に文章や計算式等での一律の説明となりますと、校舎や開講時期の日程により契約期間の日数が異なる場合があり、算出方法がかえって不明瞭となるため、授業料の項目とあわせて、別紙のとおり修正させていただきます。

3、変更案第 10 条 4 項について

ご指摘のとおり、上記変更案とさせていただいた上で、本項は削除いたします。

以上